

Q5：「インクルーシブ教育システム」とはどのような考え方を基にしたものなのか。

A： 「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要である。

これを推進することにより、「全ての児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」を目指していくにつながるのである。

以下に、インクルーシブ教育システムについての基本的な考え方について述べる。

1 基本的な考え方

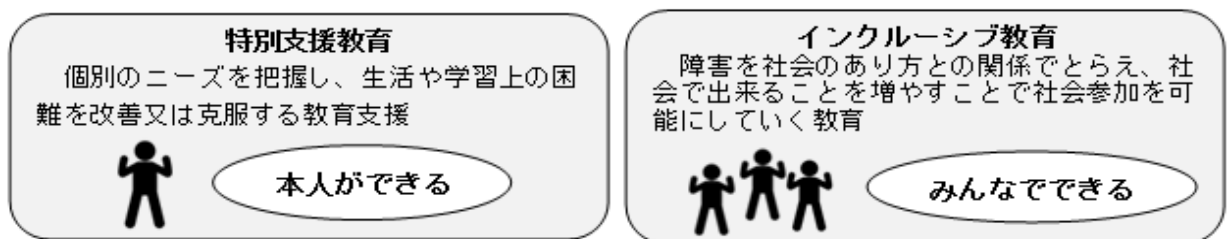
(1) インクルーシブ教育が目指すのは、教育を通じた「共生社会」の実現

我が国は、平成26年1月「障害者の権利に関する条約」を批准し、「共生社会の形成」を積極的に取り組むべき重要な課題としている。さらに、文部科学省は「共生社会の形成」に向けた方策の一つとして「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」を掲げており、栃木県特別支援教育推進計画にも位置付けている。



(2) インクルーシブ教育と特別支援教育との関係

インクルーシブ教育を構築・確立していくためには、特別支援教育が欠かせず、これを後ろ盾として進めていかなければ、「共生社会」の実現にはつながりません。



(3) インクルーシブ教育と混同しがちな教育・考え方

① ノーマライゼーション

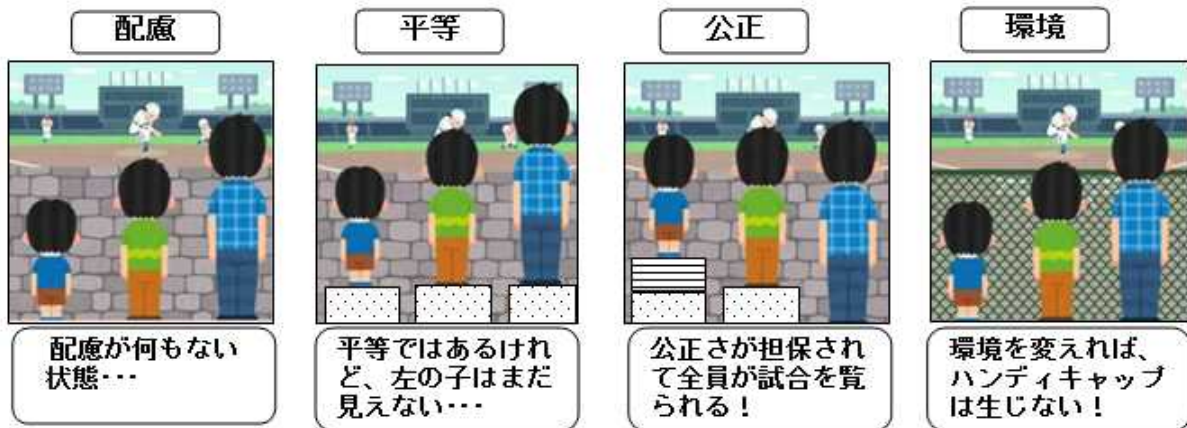
「ノーマライゼーション」とは、「障害のある人が障害のない人と同じように生活し、のびのびと活動できる」という考え方である。この考え方は、障害のある人を変えるのではなく、その人たちを取り巻く環境や、障害のない人たちの意識など、周辺が変わることで、障害のある人がありのまま生活できるようになることを目指している。

② インテグレーション教育

「インテグレーション教育」とは、ノーマライゼーションの考え方を教育に具現化したものである。障害の有無で子どもたちを区別するだけで、同じ場で同じ教育を行うことを目指すものであり、「場の統合のみ」の教育といえる。

2 個人に必要な「合理的配慮」

「合理的配慮」とは、障害の有無に関わらず、一人一人が過ごしやすい社会を実現するために重要な概念である。例えば、発達障害の子どもたちの社会的障壁と、それに対する合理的配慮について視覚化すると以下ようになる。



※ TEENS

【図表でわかる！】発達障害×合理的配慮「タブレットの利用はズルい」？合理的配慮を“不平等”だと感じる人へより引用

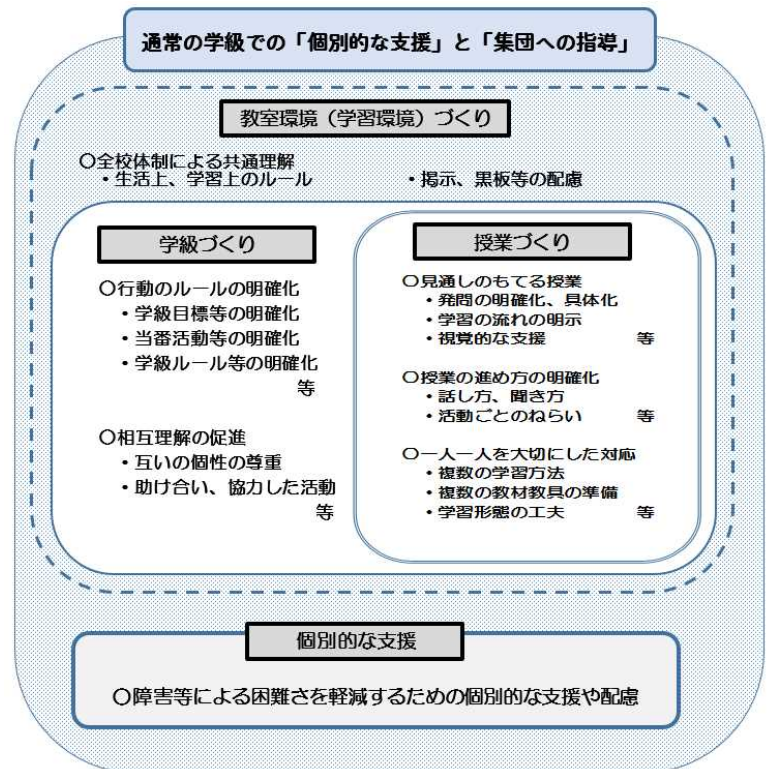
例えば、「野球の試合を観て感想を言いましょう」という課題が出たとしたら、「試合状況を把握した上で自分の考えを示せるか」ということを考えなければならない。そんな中、身長の関係で観ることができない時には、個に応じた台を使用するなどの支援を提供することが考えられる。この支援の捉え方が発達障害の子どもたちへの合理的配慮と言えるのである。

3 インクルーシブ教育システムを整えるための通常の学級での特別な教育

インクルーシブ教育システムを整えるためには、まず通常の学級の中でさまざまな教育的ニーズが必要となっている子どもを受け止められる環境づくりをすることが最優先である。また、インクルーシブな学校をつくるためにも、「教室環境づくり」「学級づくり」「授業づくり」「学校づくり」を進めながら、「個別的な支援」をしていく必要がある。

特に「授業づくり」はクラス全員が参加でき、わかりやすく、子どもたちが互いに教え合い、学び合う授業であること、「学級づくり」は互いの違いを認めて助け合う雰囲気があり、自分とそして友だちも大切に、仲間外れやいじめがなく、居心地がいい学級であることが大切である。

さらには、「学校づくり」は地域のすべての子どもが受け入れられ、安心して通える学校である。また、クラスの担任教員が一人で問題を抱え込まず、学校で一丸となって取り組む学校としていくことで、すべての子どもが共生できる仕組みを整えていくことが必要である。



【参考資料】

- ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
- ・「特別支援教育からインクルーシブ教育へ」
- ・「栃木県特別支援教育推進計画」
- ・「総合教育技術」

国特研
R03.6 新潟大学
R03.2 県教委
H30.2 小学館